



【素案】

第4次

深川市障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

概要版

令和6年4月
深川市



1 計画策定の趣旨.....計画書（素案）P1

現行の「第3次深川市障がい者計画」が終了となり、この間、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化、発達障がいや強度行動障がいなどの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化した状況を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らせる社会づくりを目指して、総合的な障がい者福祉の向上に取り組む、「第4次深川市障がい者計画」を策定します。

2 計画の性格及び位置付け.....計画書（素案）P1

この計画は、前計画（第3次深川市障がい者計画）における「地域社会を構成する全ての人々が、等しく普通に生活できるようにする」ノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障がいのある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、今後6年間に講ずべき障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示しています。

また、この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の最上位計画である「第6次深川市総合計画」（令和4～令和13年度）の「障がい者福祉」分野における個別計画として位置付けています。

3 計画の期間.....計画書（素案）P2

障害福祉施策の基本的な方向性を示す本計画と障がい福祉サービスの実施方針を示す、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図るため、前計画までは10年間としていた計画期間を本計画では6年間に短縮し、計画策定時から中間年の3年後に必要な見直しを行うことで他の障がい計画との調和を保ちます。

4 計画の対象（障がいのある人の範囲）.....計画書（素案）P2

この計画での「障がいのある人」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定義する者（難病患者等）のほか、発達障害者支援法第2条に定義する者を対象としつつ、障がいのある方やその家族、介護者をはじめとした人や障がいのない人も含め、分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すため、全ての市民を対象とします。

5 本計画とSDGsの関係.....計画書（素案）P3



本計画を推進する中で特に関連の深い上記7つの目標の達成を目指しながら、SDGs全体の達成に貢献するものです。

6 計画の策定体制.....計画書（素案）P4

①深川市保健福祉施策推進協議会

本市における保健福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため障がい団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の計 15 人で構成し本協議会を設置し、計画内容の審議を行いました。

②障がい者計画等策定部会

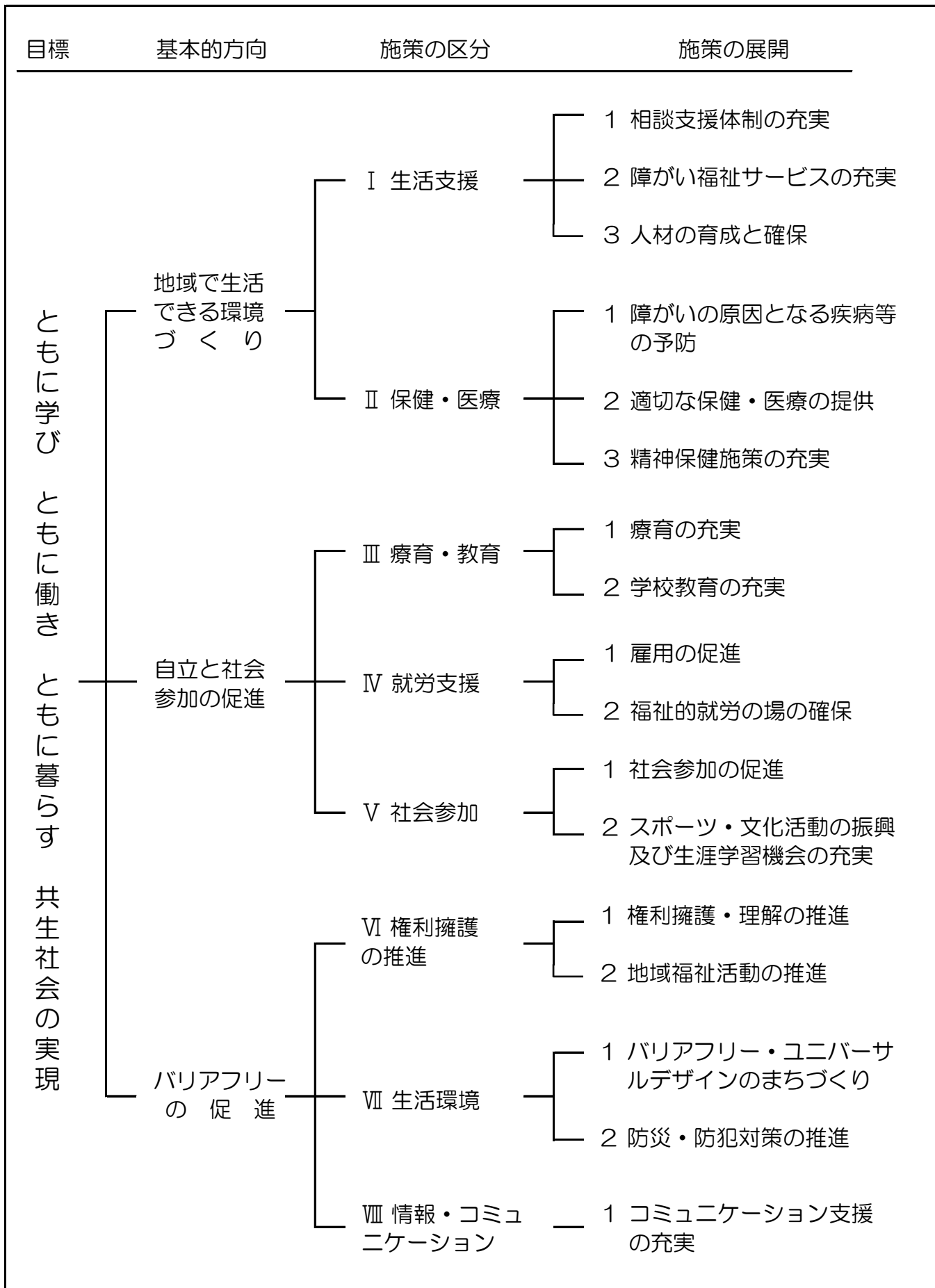
計画の策定にあたり、深川市保健福祉施策推進協議会より 5 人の委員と臨時委員として障がい当事者や家族の代表など加え計 10 人で構成し本策定部会を設置し、当事者や市民の意見を反映させた計画作成案の審議を行いました。

③深川市障がい者施策等検討委員会

計画の策定にあたり、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門が連携、調整を図る庁内組織として、本委員会を設置し計画の策定に必要な障がい者施策のその他の事項について庁内協議を行いました。

7 施策の体系

計画書（素案）P5

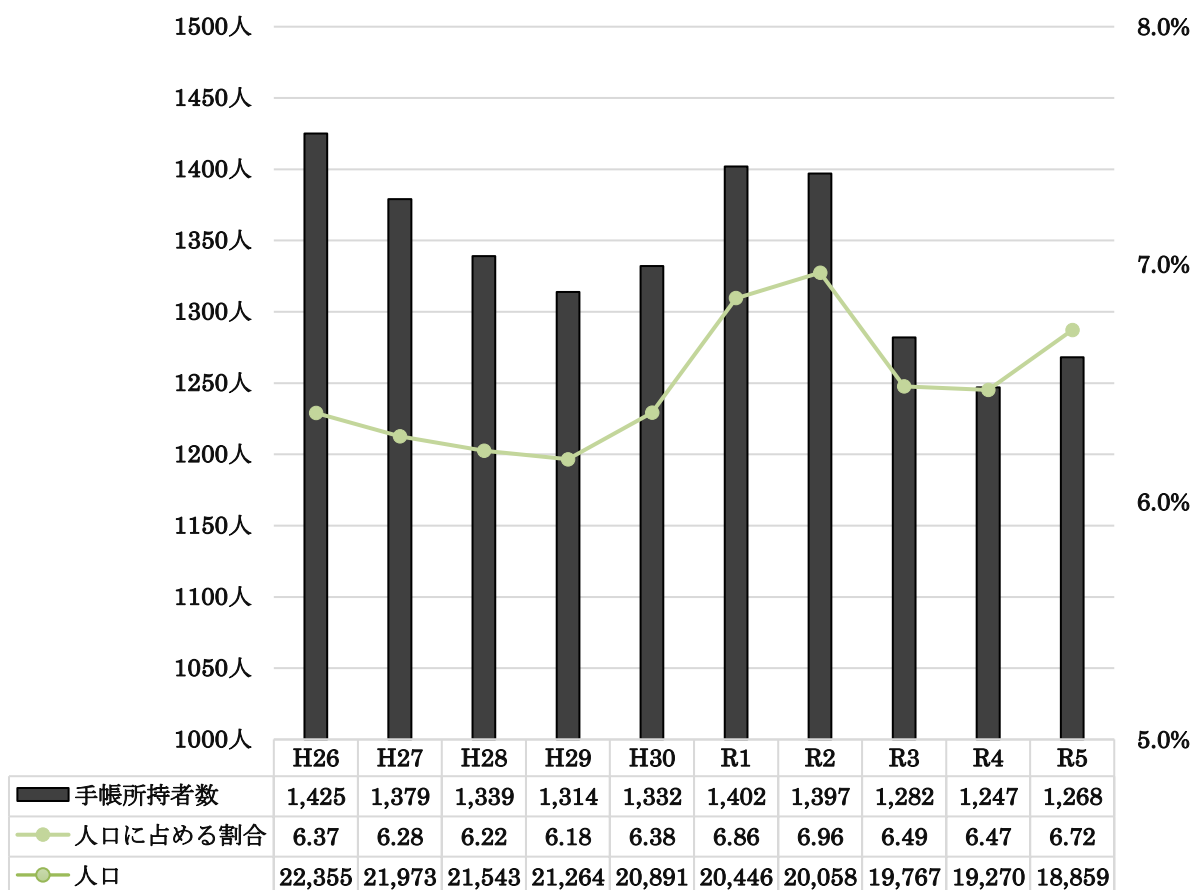


1 身体障がいのある人.....計画書(素案)P6~P8

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末時点で1,268人となっており、10年前である平成26年3月末時点の1,425人と比較し、157人減少しています。

しかし、人口に占める割合は令和5年3月末時点で6.72%であり、平成26年3月末時点では6.37%であったことから、やや増加傾向となっています。

身体障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移

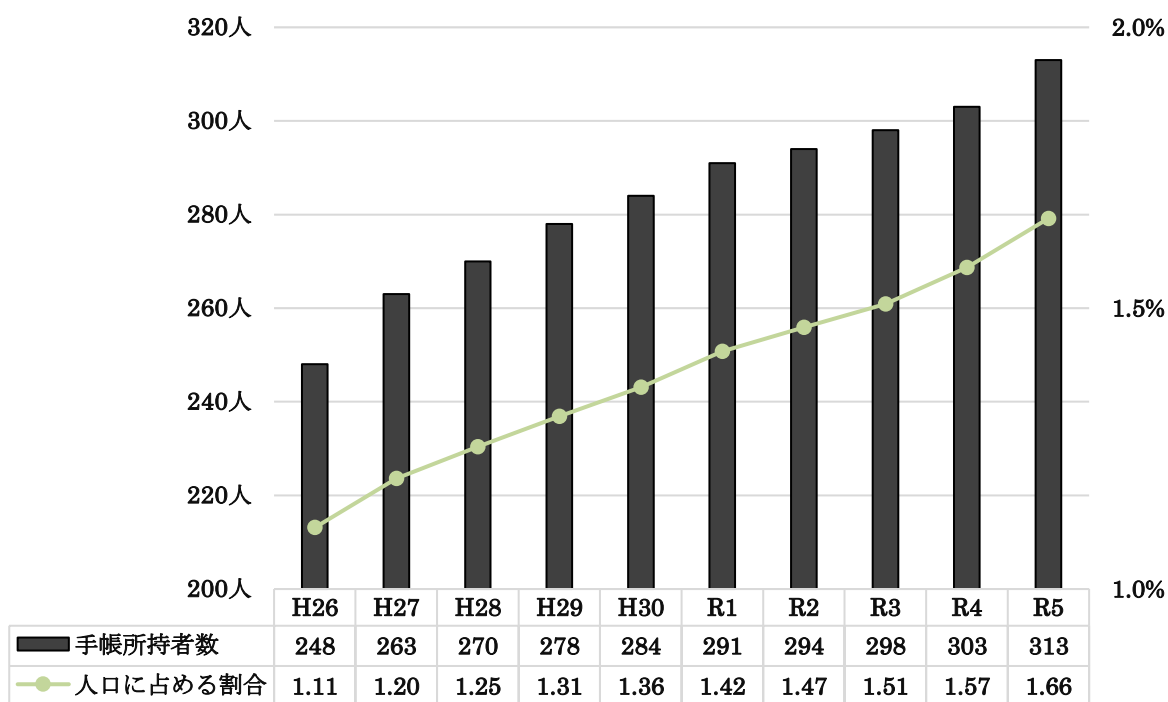


2 知的障がいのある人.....計画書(素案)P9~P10

本市の療育手帳所持者数は、令和5年3月末時点で313人となっており、10年前である平成26年3月末時点の248人と比較し、65人増加しています。

人口に占める割合も、令和5年3月末時点で1.66%となっており、10年前である平成26年3月末時点の1.11%と比較し、0.55%増加しています。

療育手帳所持者数と人口に占める割合の推移

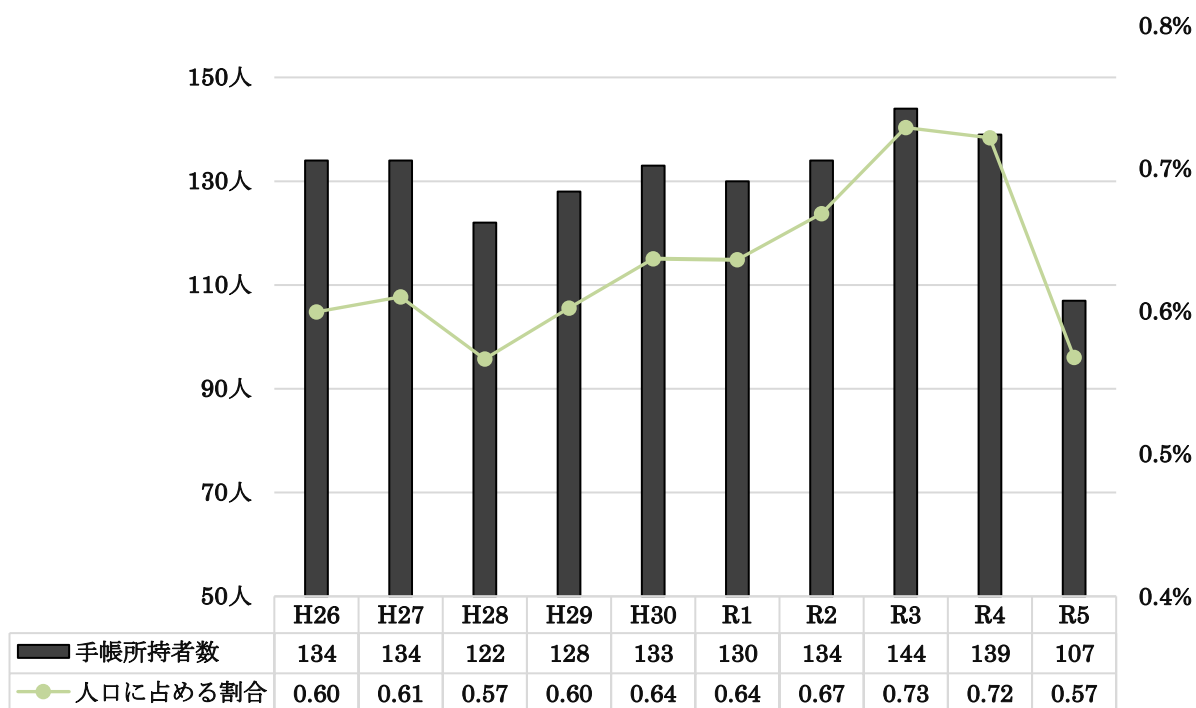


3 精神障がいのある人.....計画書（素案）P11～P12

本市の精神障害者手帳所持者数は、令和5年3月末時点で107人となっており、10年前である平成26年3月末時点の134人と比較し、27人減少しています。

人口に占める割合は令和5年3月末時点で0.57%であり、平成26年3月末時点では0.60%であったことから横ばい傾向となっています。

精神障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移



4 難病患者

難病患者につきましては、平成23年8月に改正された障害者基本法の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

第1節 地域で生活できる環境づくり

I 生活支援

1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

- 継続 1 相談支援事業や、障がい者の重度化、高齢化を見据え親なき後の支援など、相談支援体制の充実に努めます。
- 新規 2 ケアラーについての理解と促進、サービスなどの提供体制の確保に努めます。

(2) 関係機関・団体との連携

- 継続 1 適切な対応や活動の充実に努めるため、関係団体へ情報提供するなど、相談機関・団体相互の連携強化に努めます。

2 障がい福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービス・日中活動系サービスの充実

- 継続 1 居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや、療養介護、就労支援などの日中活動系サービスの充実に努めます。

(2) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）の充実

- 継続 1 地域生活の移行を希望する施設入所者、退院可能な精神障がいのある人へ地域移行に向けた支援に努めます。

(3) 地域生活支援事業

- 継続 1 障がい者のニーズに応じた支援の提供にあたり、障がい者団体などと連携し地域の実情に即した事業の充実に努めます。

(4) 障がいの特性に応じた支援の充実

- 継続 1 重度重複障がい、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がいのある人などが、地域生活が送れるよう支援に努めます。

3 人材の育成と確保

(1) ボランティア活動の推進

- 継続 1 社会福祉協議会と連携しボランティア育成講座の開催など、ボランティアの裾野を広げる取り組みを支援します。

(2) 各種研修会の周知

- 継続 1 多様化するニーズに対応できる人材を育成するため、各種研修会の開催情報を提供します。

(3) 福祉サービスに従事する人材の確保

- 継続 1 障がい福祉サービスの就労についての発信と潜在的な福祉人材も含め働き手の確保に向けた取り組みに努めます。

II 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防

(1) 母子保健活動の推進

- 継続 1 妊産婦や乳幼児に対する相談指導、乳幼児健康診査など、母子保健活動の推進に努めます。

(2) 中高年期の予防対策の充実

- 継続 1 健康づくりを推進のため、栄養や食生活、運動ならびに休養など、より健康的な生活習慣の普及に努めます。

継続 1 障がいにつながりやすい生活習慣病の予防・早期発見のため、関係機関と協力し健康増進事業の推進に努めます。

継続 1 精神疾患に関する相談支援や自殺予防対策の充実に努めます。

2 適切な保健・医療の提供

(1) 保健サービスの充実

継続 1 障害者総合支援法による障害福祉サービスを軸に、在宅障がい者保健サービスの充実に図ります。

(2) 医療機関との連携

継続 1 障がいに応じたきめ細かな保健・医療サービスが安定して提供されるよう、地域の医療機関との連携に努めます。

(3) 医療・リハビリテーションの提供

継続 1 障がいのある人の高齢化や障がいの重複化に対応し、医療やリハビリテーションが受けられるよう関係機関との連携に努めます。

(4) 難病患者への支援

継続 1 難病患者の病状に応じた福祉サービスの提供に努めるとともに、難病に対する理解の促進を図ります。

(5) 医療費の負担軽減

継続 1 自立支援医療、重度心身障がい者医療給付事業など制度の周知を図り、障害のある人への医療費の負担軽減に努めます。

3 精神保健施策の充実

(1) 精神保健福祉に関する普及・啓発の推進

継続 1 精神障がいがある人へのスティグマ（差別・偏見）をなくすため、正しい知識の普及・啓発を行うなどの広報活動に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

継続 1 「北空知障がい者支援センターあっぷる」を中心に、精神障がいのある人の不安や悩みについて、相談支援の充実に図ります。

(3) 退院促進事業の整備

継続 1 社会的入院をしている精神障害のある人が、退院後に地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの整備に努めます。

(4) 関係機関との連携

継続 1 福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を密にし、社会復帰や社会活動を促進する事業の推進を図ります。

第2節 自立と社会参加の促進

III 療育・教育

1 療育の充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

継続 1 発達の遅れや障がいのある子どもの、療育や支援を行うため、関係機関と連携し、成人期まで切れ目ない支援に努めます。

(2) 療育体制の充実

継続 1 発達の遅れや障がいのある幼児ならびに児童に関し、深川市療育センターによる療育相談等が受けられる体制の充実に努めます。

継続 2 障がいのある子どもに対し、深川市療育センターや関係機関と連携し、受け入れ体制の充実と地域療育の強化に努めます。

継続 3 障害児等が生活能力の向上など社会との交流を図ることができるよう、「放課後等デイサービス事業」の利用促進に努めます。

継続 4 ペアレントメンター活動の支援体制の整備と、子育ての情報を引き継ぎする「支援ファイル」などの充実に努めます。

2 学校教育の充実

(1) 相談・支援体制の整備

継続 1 障がい幼児や児童、生徒の就学や教育に関し、教育相談・支援の実施について関係機関と連携を図りながら対応に努めます。

(2) 幼児・義務教育の充実

継続 1 障がいのある子どもの状況に即した教育が受けられるよう、関係機関と連携し特別支援教育などの充実に努めます。

継続 2 発達の遅れや障がいのある幼児の家族に対して、一人ひとりの状況に即した支援がおこなわれるよう支援体制の充実に努めます。

(3) 発達障がいに対する支援体制の確立

継続 1 子どもとその家族の不安や悩みについて、ペアレントメンターや関係機関など、家族支援が行える体制づくりを進めます。

(4) 交流教育等の充実

継続 1 障がいのある子どもが、自立と社会参加を見据え、交流及び共同学習教育活動を推進、地域社会への参加の推進を図ります。

(5) 障がいの特性に配慮した教育の充実

継続 1 知的・情緒・言語など障がいに応じた、特別支援学級や通級指導教室による個別指導と、教材・教具の整備・充実に努めます。

継続 2 学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症など様々な発達障がい児への教育支援に努めます。

継続 3 特別支援学級の就学奨励事業の実施など、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(6) 研修の充実

継続 1 障がい児担当教員や療育に関わる専門職員の専門性と指導力の向上を図るため、研修機会の充実に努めます。

IV 就労支援

1 雇用促進

(1) 障がいのある人の雇用の啓発

継続 1 障がいのある人の雇用拡大に向けて、企業などの就労支援の取り組みなどを広く周知し、事業主や市民の理解に努めます。

継続 2 各種助成制度や職場適応訓練、障害者試行雇用事業、職場適応援助者などの周知に努め、活用を促進します。

(2) 雇用促進

継続 1 北空知地域自立支援協議会やハローワークと連携を図り、職場体験実習の確保、障がいのある人の雇用促進を進めていきます。

継続 2 就労を希望する障がいのある人の就職の準備段階から職場定着まで支援体制の構築に努めます。

(3) ハローワーク等との連携強化

継続 1 ハローワークなど関係機関と連携を図り、能力に応じた細やかな支援や情報提供の充実に努めます。

2 福祉的就労の場の確保

(1) 福祉的就労の場の確保

継続 1 障がい者就労施設等との連携を強化し、障がいのある人の福祉的就労の場の確保・拡充に努めます。

(2) 地域活動支援センターとの連携・支援

継続 1 創作的活動や生産活動を通じ、社会との交流促進を図るなど「地域活動支援センター事業」の充実に努めます。

(3) 製品の販路拡大等の支援

継続 1 障がい者就労施設で作られた製品需要の拡大に向けた物品等の優先購入、工賃の向上や事業所の経営安定を促進します。

V 社会参加

1 社会参加の促進

(1) 障がいのある人も参加できる事業の実施

継続 1 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と連携し各種交流事業や地域活動への支援に努めます。

継続 2 市や地域で行われる様々な行事や活動に、障がいのある人が参加しやすいよう事前周知するなどの配慮に努めます。

継続 3 住民と障がいのある人が相互に理解が促進される取り組みを推進します。

(2) ボランティアとの連携

継続 1 ボランティアセンターや関係団体と連携し、障がいのある人の社会参加の支援に努めます。

(3) 障がい団体への支援

継続 1 障がいのある人による福祉活動や社会参加を促進するため、障がい者団体に対する支援の充実に努めます。

2 スポーツ・文化活動の振興及び生涯学習機会の充実

(1) スポーツ・レクリエーションの振興・支援

継続 1 障がいのある人のスポーツ活動への参加機会の拡大と交流の促進に努めます。

継続 2 障がいのある人の利用しやすいスポーツ施設・設備の整備に努めます。

継続 3 スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を高める環境整備に努め、障がいのある人の健康増進に努めます。

(2) 芸術・文化活動の振興

継続 1 障がいのある人の芸術・文化の創造を支援し、障がいのある人の活動意欲の向上や、市民理解を促進します。

(3) 生涯学習機会の充実

継続 1 障がいのある人の学習意欲に応えられるよう、学習情報の提供と各種生涯学習講座などに参加しやすい環境の整備に努めます。

(4) 指導者の養成

継続 1 多様な学習ニーズに対応するため、地域における文化・サークル活動などの生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

第3節 バリアフリーの促進

VI 権利擁護の推進

1 権利擁護・理解の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

継続 1 「広報ふかがわ」や市のホームページなど活用し、障がいのある人への正しい理解の普及促進に努めます。

新規 2 障がいのある人に対する理解を深めるため、交流の場を拡大するなど理解の促進に向けた機会の提供に努めます。

(2) 福祉教育の推進

継続 1 障がいのある人に対する社会的障壁の解消に向け、心のバリアフリー促進に向けた機会の提供に努めます。

継続 2 障がいのある人との交流体験を通じ障害のある人についての理解と認識を深める取組の充実に努めます。

(3) 日常生活自立支援事業の周知と促進

継続 1 障がいのある人の生活と権利を守るため「日常生活自立支援事業」の周知と利用の促進に努めます。

(4) 成年後見制度等の周知と支援

継続 1 北空知成年後見相談センターの周知を図り、成年後見制度や深川市成年後見制度利用支援事業など利用促進に努めます。

継続 2 北空知成年後見相談センターと協力し、市民後見人の育成や法人後見機関の整備に努めます。

(5) 虐待防止及び権利擁護の推進

継続 1 障がいのある人に対する虐待の予防や支援等に努め、障害者虐待防止法についての啓発活動に努めます。

継続 2 障がい者110番、無料法律相談など、差別や人権に関する相談窓口の情報提供に努めます。

(6) 不適當用語の是正

継続 1 障がいのある人に対する差別や偏見を助長する言葉など、ふさわしくない表現が使われないよう啓発に努めます。

2 地域福祉活動の推進

(1) 円滑な福祉活動の推進

継続 1 NPO法人や社会福祉協議会などの関係機関・団体との連携を強化し、市民の福祉活動を多角的に推進します。

継続 2 地域が自発的に取り組む小地域ネットワーク活動や、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

VII 生活環境

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 住まいの整備

継続 1 障がいのある人や高齢の人に配慮したユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備に努めます。

継続 2 障がいのある人が地域で自立した生活が送られるよう、安心・安全な生活環境を整備するなどの促進に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

継続 1 公共施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、条例に基づく各種施策等の周知に努めます。

継続 2 盲導犬や介助犬などが同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

(3) 移動・交通機関等のバリアフリーの促進

継続 1 歩道の障害物除去に努め、幅の広い歩道や点字ブロックの設置などの歩行空間のバリアフリー化の促進に努めます。

継続 2 公共交通機関を円滑に利用できるよう「北海道福祉のまちづくり条例」に沿った整備するなど条例の趣旨の普及に努めます。

継続 3 公共施設などにおいて、車イス使用者などが利用しやすい多機能トイレやオストメイト対応トイレの整備に努めます。

継続 4 乗用車が重要な移動手段となっている障がいのある人の自動車改造や自動車運転免許取得の支援に努めます。

2 防災・防犯対策の推進

(1) 災害への安全対策

- 継続 1 支援が必要な障がいのある人が、迅速で安全に避難を行うため「深川市地域防災計画」に基づき、災害時の備えに努めます。
- 継続 2 「災害時要援護者避難支援（見守り）プラン」の利用拡大と災害時の安否確認、避難誘導を含めた支援体制の確立に努めます。

(2) 防災体制等の整備の促進

- 継続 1 自力避難が困難な障がいのある人の避難情報の円滑な伝達のため、緊急通報システムなどの普及・啓発を図ります。

(3) 防犯対策の推進

- 継続 1 判断能力の不十分な人などが、犯罪被害に遭わないよう、警察や市民、関係機関と連携して防犯活動の推進に努めます。

VIII 情報・コミュニケーション

1 コミュニケーション支援の充実

(1) 視覚障がいのある人への支援

- 継続 1 視覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、点字の普及に努めます。
- 継続 2 図書館における大活字本、点字図書、録音図書の提供体制の充実に努めます。
- 継続 3 市のホームページ等への音声読み上げサービスの継続と、市政や生活の情報提供を行います。

(2) 聴覚・言語等に障がいのある人への支援

- 継続 1 聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話や要約筆記の普及に努めます。
- 継続 2 重度の言語機能障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、意思伝達装置などの日常生活用具の利用を促進します。

(3) 人材の育成

- 継続 1 手話通訳ボランティア、点訳奉仕員などの養成講座の開催や研修会参加に対する支援を行い、人材の育成・確保に努めます。

(4) 情報のバリアフリー環境の整備

- 継続 1 障がいのある人に対応した情報コミュニケーション機器等の情報提供を行うなど、情報のバリアフリー化に努めます。
- 継続 2 視覚障がいや聴覚障がいなど、コミュニケーションに障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。
- 継続 3 視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報提供が可能となるよう拡大読書器や活字文書読み上げ装置などの整備に努めます。

(5) ユニバーサルデザイン・情報アクセシビリティの向上

- 新規 1 ビクトグラムなどを使用しわかりやすい表記やユニバーサルデザインなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。
- 新規 2 聴覚、言語機能に障がいのある方に対し、スマートフォンなどを使用し対応できる緊急通報システム「NET119」の啓発。
- 新規 3 ICT社会の進展に伴う様々な恩恵が享受できるよう、パソコン教室を開催してICTの利活用能力の向上を図ります。

1 計画の周知と推進体制

この計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政や障がい福祉関係機関・団体、市民それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠です。

計画の基本的な考え方や具体的な主要施策について、広く市民、関係者が理解し、共通認識のもとで推進できるよう、計画の積極的な周知や普及・啓発を行い、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めます。

「北空知地域自立支援協議会」や「北空知障がい者支援センター」など、多様なネットワークを構築し、計画を推進していきます。

障がい福祉施策の立案や推進にあたっては、障がいのある人の参画を基本とし、意見の反映やニーズに配慮するとともに、障がい福祉関係機関・団体などとの協働に努めます。

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携し、障がいの特性やライフステージに応じ、適切なサービスが提供できるよう庁内全部局の総合的な推進体制の充実に努めます。

2 国・道及び近隣市町との連携

この計画は、広域的に対応しなければならない施策もあることから、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえ、国・道や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

また、法改正などに伴う障がい者保健福祉施策の見直しなどに柔軟に対応し、国や道などの動向を見ながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がいのある人の多様化するニーズを把握し、国・道や近隣市町との連携を図ります。

3 計画の進行管理

この計画の着実な推進のため、庁内関係課と連携しながら、毎年度、計画の進捗状況を把握し、検証を行います。

検証結果については、市の保健福祉施策に関し、幅広く意見などをいただくために設置している「深川市保健福祉施策推進協議会」に報告し、審議、評価をいただきます。